

一、御用人其外与頭分、町奉行者、自分之可爲切手事。
 一、大横目江戸の言上之節、自分之可爲切手事。
 一、与付無之、寄合より直觸之衆は、月番より過書可遣事。

一、組頭之内當地不有合衆之儀は、相頭より過書遣事。但相司無之頭之儀者、寄合月番より可遣事。
 一、与付之分者、不殘与頭并裁許人可爲過書事。但御中小將頭、大小將頭、射手異風裁許不有合刻者、番頭、小頭可爲過書事。

一、小松御馬廻中者番頭、魚津、新庄御馬廻、異風并算用者魚津町奉行可爲過書事。
 一、寺社方并與力者、寺社奉行可爲過書事。
 一、女過書者可爲如跡々。女中方乗物内、境町百姓之女人寄申者を極置爲致可被申事。

一、金澤町、小松町、宮腰浦、今石動町、氷見町、城端町、高岡町、魚津町、七尾町之者共者、右所々奉行人可爲過書事。
 一、御家中役人者、御普請奉行可爲過書事。
 一、足輕并小者者劇場奉行、大工壁塗、疊指は御作事奉行

可爲過書事。
 一、御荷物宰料者會所奉行可爲過書事。
 一、追放人之儀、公事場或は寺社奉行、算用場奉行、町奉行、御家中侍中より追放仕者者、其与頭之可爲過書事。
 一、御國より他國へ出申物、他國より御國へ不入物之品々。別紙書付遣候事。

一、石川、河北、能美四郡、越中川西三郡、新川郡在々百姓中は、右所々郡奉行并其所裁許人可爲過書事。
 一、船見、横山、泊町此三宿之者共、山之下の當座歸に罷越刻者、右所々肝煎可爲切手事。

一、黒部川東之在々寺庵方、山之下當座歸に越候節は、如跡々内輪之出家中可爲切手。并同所村々、百姓中當座歸に罷通刻者、殿村、入膳村十村之手形を以可被通事。

一、同所近邊大工共、山之下の當座歸參候刻者、如跡々大工肝煎可爲切手事。
 一、越後、信濃より生地浦に參候者、罷歸刻、生地村肝煎以切手可被通事。
 一、右兩國より黒部川近邊に着調參候者、罷歸刻、宿主可

爲切手事。

一、越後山之下、玉木村、一振町、風波見村、外波見町、歌町、青海町、内河村、荒澤村、右八ヶ所男女共、泊町市場の出入之儀、番人改之可相通事。

一、淡路守様、飛騨守様御家中、并御領分百姓、町人に至る迄過書之儀、勿論跡々之通其裁許人より遣置、判鑑之手形を以可被相通候。其々頭々又者裁許人より之判鑑に年寄中狀を添、向後以此判鑑此者共手形に而可被相通旨可被申遣候間、添狀無之、手先之面々自分に判鑑遣申分に而者、許容有間鋪事。

一、松平越前守殿、松平但馬守殿、本多飛騨守殿、松平中務殿、土方河内守殿家中より罷通候者共、右家來中より判鑑有之由、可爲其通事。右之通被得其意可有裁許候。以上。

亥六月六日

- 横山 左衛門判
- 前田 對馬判
- 本多 安房判
- 江戸 奥村 因幡

歸山助右衛門殿

右は、寛文十一年也。越中境關所の嚴重なりし事、此の定書にて知られけり。さて一般の他國旅人通行過書は、金澤町奉行より指出す古規則にて、其の取次所は手判問屋七人の者月番を以て勤めけり。若し不案内の旅人、金澤手判問屋へ向かず通り過ぎ、過書請け洩らしたる者は、越中魚津町奉行より出す規則也。按ずるに、越中境關所の來歴は、境出來記に、利長卿富山在城し給ひ、慶長三年三月境村長百姓を富山へ召されける故、其の頃境村に寄留しける越後浪人長谷川宗左衛門と云ふ者、才氣者故名代に出しける處、境村に關門を建置く由縁如何と、西尾隼人を以て御尋ね也。宗左衛門答へて曰く、境の關門は往古より有來り、近く天正十三年に御改之後は彌、關所と唱へ、往來の歴々方へも關所と名乗り、他國、他領之面々へ對し關所と相唱へ一向指問無之段、明白に申上罷歸る處、其の秋再び富山へ召され、關所之儀委細被問召候。依つて宗左衛門儀關守に命ぜられ、夫れより關所奉行代々連綿し、過書を以て通行方を嚴重にす。とあり。高岡瑞龍關記に云ふ。慶長己酉。